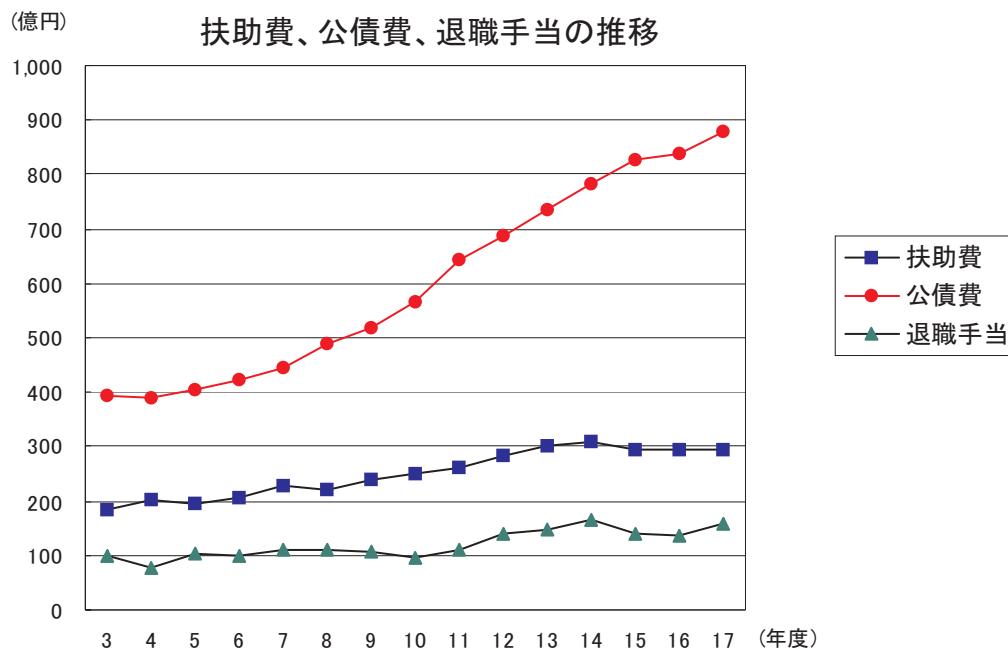


III これまでの対応で十分ですか。

1 急増する公債費負担に加え、扶助費や退職手当も増嵩

これまで発行した県債の償還費である公債費が急増し、財政の大きな圧迫要因となっています。これに加え、高齢化社会の進展による医療・介護関連経費などの扶助費も三位一体の改革による県事業の市町移管などの制度改革分を除けば、確実に増加してきています。そして、これらの経費は今後も大きく伸びることが見込まれます。また、平成19年度からは、団塊の世代の職員の大量退職により退職手当も急増する見込みです。



(注1) 公債費は、借換債充当公債費及び特定資金公共投資事業債分を除きます。

(注2) 公債費は、繰上償還分を除きます。

(注3) 17年度は決算見込額です。

2 新たな財政の中期見通しの策定

このように今後は、極めて厳しい財政状況が予想されることや、近年、三位一体の改革や平成16年度の実質交付税の大幅削減などにより地方財政を取り巻く環境が変化したことから、平成14年度に策定した財政の中期見通しを見直し、新たに策定する必要があると考えています。

3 新行財政改革大綱の見直し

現行の新行財政改革大綱に盛り込んだ各種の改革項目は、平成18年度末には、取組期間を1年残し、不斷に取り組むべき項目を除き、概ね達成される見込みとなりました。

しかし、今後の本県財政がますます厳しくなっていくことを考えると、行財政改革の手綱を緩めることは許されません。このため、平成19年度までの取組期間とされている現行の新行財政改革大綱を1年前倒しして見直し、行財政改革の取り組みを一層強化する必要があると考えています。

(コラム) 「三位一体の改革」について

1 「三位一体の改革」とは？

平成16年度から平成18年度までの間に

- ① 国庫補助負担金の改革（概ね4兆円程度の国庫補助負担金を廃止・縮減）
- ② 税源移譲（①に見合った税源を基幹税で移譲）
- ③ 地方交付税の改革（地方交付税の算定の簡素化と透明性の向上を図るとともに地方交付税への依存を低下）

を同時一体で改革しようとするもので、国から地方へ権限とともに財源を移譲し、地方自治体が自らの自立と責任の下で施策選択の自由度を高めることにより、住民に身近なところで住民ニーズを的確に反映し、全国一律ではなく地域の実情にあった施策を実行できるようにする、我が国の内政構造の改革ともいえるものです。

2 これまでの改革の内容と評価

平成17年度までの改革では、約4.4兆円の国庫補助負担金が改革されたものの、税源移譲は約2.4兆円にとどまりました。しかも、地方の改革案で示した国庫補助負担金について見ると、税源移譲に結びついたものは、件数にして148項目中41項目、金額にして3.2兆円中1兆円余りと、それぞれ3割程度しか実現しませんでした。さらに、これに加えて、地方交付税が、実質交付税である臨時財政対策債を含めて2.9兆円、突如として一方的に削減され、地方財政に大きな打撃を与えたしました。

平成18年度における三位一体の改革については、昨年7月、地方六団体が平成18年度の税源移譲対象として約1兆円の国庫補助負担金を選定し、残された約6,000億円の税源移譲を求める提案を行い、政府・与党において検討が進められた結果、地方分権には最もほど遠いと主張していた生活保護は対象外となったものの、

- ① 義務教育費については、中学校分全額の削減を求めていたにもかかわらず、小学校分・中学校分を併せて負担率を引き下げ、国の財政上の関与を残したこと。
 - ② 地方に全く裁量の余地がないと主張していた児童扶養手当や、これまで全く議論されていない児童手当など、地方の削減リストにないものの負担率引き下げが太宗を占めること。
 - ③ 施設整備費の一部が盛り込まれたものの、その税源移譲割合が50%と低率であること。
- など、地方分権の趣旨とは相容れないものが多く、不十分なものと考えています。

※ 国庫補助負担金の改革（平成15年度からの累計）

- ・税源移譲に結びつくもの 3兆1,176億円 → 税源移譲額3兆94億円
- ・税源移譲に結びつかないもの 2兆1,110億円
(スリム化、交付金化)

※ 実質交付税の削減（平成16年度から18年度の3ヶ年）

23.9兆円から18.8兆円へと5.1兆円の減額

3 今後に向けて

今回の第1期改革においては、画期的ともいえる3兆円の税源移譲こそ実現できたものの、その内容は地方が真剣に議論して提出した改革案が尊重されたとは言えず、三位一体の改革の趣旨からして評価できないものもあり、今後とも、眞の地方分権改革の実現に向け、引き続き第2期改革に取り組んでいくことが大変重要です。

地方六団体としては、これまでの成果を踏まえて第2期改革を強力に推進すること、「国と地方の協議の場」を定期的に開催するとともに制度化すること、改革期間中に地方一般財源の不合理な削減を行わないことを国に求めています。

政府においても、国と地方の信頼関係の上にたち、誠意を持って地方六団体と協議を尽くし、眞の地方分権改革の実現に向けて、第2期改革に取り組んでいただきたいと考えています。

※ 税源移譲

平成18年度税制改正において、国税である所得税から地方税である個人住民税へ3兆円が移譲され、平成19年度分から実施されます。